

別紙

就労などの理由により幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する保護者の方へ

～ 「保育を必要とする事由」とは？ ～

「保育を必要とする事由」とは、保護者の方がお子さんを保育することができない理由のことです。さくら市では「保育を必要とする事由」を以下のとおり定め、この事由のいずれかに該当する場合無償化の対象といたします。

ご提出いただいた申請書および下記のいずれかの証明書を確認し、お子さんが利用する預かり保育料が無償化となるかどうかの「支給認定」をさせていただきます。

保育を必要とする事由	提出書類	認定期間
就労(月間 64 時間以上)	【就労証明書】 ※指定様式 対象者…会社員、パート・アルバイト、公務員、 内職、自営業、農業	就労をしている期間
妊娠、出産	【疾病・介護申告書】 ※指定様式 ・母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかる部分)	出産(予定)月を除く前後3か月
保護者の疾病、障がい	【疾病・介護申告書】 ※指定様式 ・診断書、障害者手帳の写し等	内容により判断
同居親族等の介護、看護	【疾病・介護申告書】 ※指定様式 ・病気療養中の方の診断書、障害者手帳の写し等	内容により判断
災害復旧	【申出書】 ※指定様式 ・罹災証明書等	内容により判断
求職活動	【求職活動申立書】 ※指定様式 ・ハローワークの登録証、派遣登録証等、求職活動 の状況がわかる書類の写し	90日を迎える月末まで
就学	【任意様式】 ・在学証明書(または学生証)の写し 及び、時間割等、受講の状況が分かる書類	就学期間が終了するまで
その他	こども政策課へご連絡ください	市長が必要と認めるとき

※内容について、保護者または事業所あて確認のお電話を差し上げる可能性があります。

※認可外保育施設等の中には、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業を含みます。

▼ 注 意 事 項 ▼

- ① 「保育を必要とする事由」は保護者(父母等)がそろって認定を受ける必要があります。保護者のどちらか1人が認定を受けても無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ② 「保育を必要とする事由」の認定を受けた方については、年に1度現況届(指定様式有)のご提出を依頼します。詳細については、後日別途通知いたします。
- ③ 認定の申請内容に変更が生じた場合は、新たな証明書を市に提出してください。提出がない場合、無償化を受けられないことがあります。